

# 萩・石見空港－萩間乗合タクシー運行事業委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本委託業務は、萩・石見空港と萩市、阿武町間のアクセスを改善することで、萩・石見空港の利用拡大につなげることを目的とする。

本要領は、上記目的を実施するにあたり、運行事業者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業概要

### (1) 業務名称

萩・石見空港－萩間乗合タクシー運行事業

### (2) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### (3) 運行に関する概要

別紙「萩・石見空港－萩間乗合タクシー運行仕様書」のとおり

### (4) 事業者の選定

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本事業の受託を希望する事業者（以下「応募者」という。）について、契約単価及び運行事業計画内容等を総合的に評価し、運行事業者の選定を行う。

## 3 発注者

萩・石見空港利用拡大促進協議会

〒698-8650 益田市駅前町17番1号益田駅前ビルEAGA3階

電話：0856-23-0990（直通）FAX：0856-23-0355

E-mail：airport@iwami.or.jp

本件担当者：澤江、渋谷

## 4 応募資格要件

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める走行する市町（萩市、阿武町、益田市）に事業所又は営業所を置く事業者のうち、委託事業について、十分な遂行能力を有する者
- (2) 契約開始にまでに、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有する事業者
- (3) 運行開始までに、運行に必要な許認可、各種届出、運行管理者の選任等を行うことができる事業者
- (4) 益田市、萩市、阿武町及びその他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (7) 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (8) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

## 5 実施スケジュール（予定）

| 実施内容               | 日程※(1)   |
|--------------------|--|
| 公募開始（実施要領等の公開）     | 令和 3 年 12 月 7 日（火）                             |
| 参加表明書受付期間          | 令和 3 年 12 月 8 日（水）～<br>令和 3 年 12 月 21 日（火）12 時 |
| 計画書等書類受付期間         | 令和 3 年 12 月 8 日（水）～<br>令和 3 年 12 月 27 日（月）12 時 |
| 仕様書等に関する質問書受付期限    | 令和 3 年 12 月 14 日（火）12 時                        |
| 質問書の回答             | 令和 3 年 12 月 16 日（木）<br>17：00 までに回答します。         |
| ヒアリングの実施（必要に応じて実施） | 令和 4 年 1 月 6 日（木）                              |
| 選定結果の通知            | 令和 4 年 1 月 7 日（金）発送予定                          |

※(1)日程については、変更となる場合は、本協議会ホームページにおいて告知する。

※(2)審査について、基本的には書類審査とするが、必要に応じて応募者に対しヒアリングを行う場合があります。

## 6 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は協議会ホームページからダウンロードすること。（<https://hagiiwami.jp/>）

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 3 年 12 月 21 日（火）12 時（必着）
- (2) 提出先 萩・石見空港利用拡大促進協議会事務局（益田市駅前町 17-1）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 1 部
  - (ア) 参加表明書（様式第 1 号）

## 8 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 3 年 12 月 27 日（月）12 時（必着）
- (2) 提出先 萩・石見空港利用拡大促進協議会事務局（益田市駅前町 17-1）

- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 5部(正本1部・副本4部(副本はコピー可))
  - (ア) 誓約書(様式第2号)
  - (イ) 金額見積書(様式第3号)
  - (ウ) 事業計画書(様式第4号)
  - (エ) 一般乗合旅客自動車運送事業経営許可証の写し(又はこれに準ずる証明書)  
※契約開始日までに取得する場合は、許可を有することが見込まれることが分かる説明疎明資料

## 9 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式第5号)により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和3年12月14日(火) 12時(必着)
- (2) 提出先 事務局(FAXにて送付し、受信確認を行ってください。)
- (3) 提出様式 質問書(様式第5号)
- (4) 回答期限  
令和3年12月16日(木) 17:00までに回答致します。
- (5) 回答方法  
協議会ホームページにて回答を公表することとする。

## 10 審査及び評価

- (1) 審査員  
萩・石見空港利用拡大促進協議会内のから選出する4名の審査員とする。
- (2) 審査
  - (ア) 提出書類に基づき審査を行う。審査員が「別添 評価基準」に基づき審査する。  
但し、審査員が必要とする場合には応募者に対しヒアリングを行う場合もある。
  - (イ) 評価基準に基づいた評価、採点、集計を行い、最高点を得た者を運行事業者として選定する。(同点の場合は、見積金額が低いものを選定する。)
  - (ウ) 審査結果は令和4年1月7日(金)(予定)に、書面により応募者全員に通知する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

## 11 その他事項

- (1) 参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を提出すること。
- (2) 協議会は、本公募における郵便及びFAX、電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 応募に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。